

<DV被害者への支援について>

問1 (DV被害者対応マニュアルの改訂点について)

大阪府のDV相談件数は、年々増加している。これは、府民にとって身近な市町村のDV相談窓口等の周知が行き渡り、以前よりDV被害が顕在化しつつあることも背景にあると思われるが、一方でDVは主に、家庭内で行われるため、外部からの発見が難しいとされている。

内閣府が平成26年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者から被害を受けた女性の約4割、男性の約8割がどこにも相談をしていないという結果となっている。

まだまだ相談や支援につながっていない潜在的な被害者が多いのが現実。

そのため、府では、DV被害者を発見しやすい立場にある医療関係者や教職員に対して、DV被害者への理解と適切な対応を促すため、「DV被害者対応マニュアル」を作成し、DV被害者の早期発見・早期支援につなげてこられた。

今般、そのマニュアルを改訂したと伺ったが、今回の改訂のポイントを伺う。

【男女参画・府民協働課長】

- DV被害者を早期発見し、適切な支援につなげるためには、DV被害者を発見しやすい立場にある医療・保健従事者や福祉・教育関係者などが、DV被害に対する正しい知識と被害者への具体的な対応や支援等のノウハウを有していることが必要と認識。

- そのため、委員お示しのとおり、DV被害者への理解と適切な対応を促すため、平成24年3月に医療関係者、平成25年3月には、教育関係者向けの「DV被害者対応マニュアル」を作成し、現場で活用していただけるよう、様々な機会を通じて、周知を図ってきた。

⇒次

- マニュアル作成後、刑法やDV防止法等の改正など、社会情勢

の変化等に対応するため、弁護士、大学教授、医療関係者、教職員等の有識者によるワーキング等により、意見を伺いながら改訂を行った。

- 具体的には、まず「医療関係者向け」の主な改訂内容としては、歯科の分野を新たに加えるとともに、DV発見の手立てとなる症状をより分かりやすく表記した。

また、DV被害について言い出せない、あるいは、DV被害を受けていないと否認する被害者への問診の質問例や、増加傾向にある男性被害者への対応などについても新たに加えた。

- 「教職員向け」の主な改訂内容としては、子どもの様子などからDVに気づくきっかけとなる事例や、DV被害が疑われる場合の子どもに接する際の対応、さらには、関係機関との連携、校内での情報共有の際の留意点等について、具体的な例を示した。

- さらに、若年層で問題となっている「デートDV」への対応についても、新たな項目として、盛り込んだところ。

問2（DV被害者対応マニュアルの活用について）

改訂によって、より充実した内容となり、医療関係者や教職員への知識の普及につながることは非常によいことだと思う。しかし、せっかくマニュアルを改訂しても、医療現場や教育現場、配偶者暴力相談支援センターなどの関係者にも伝わらなければ、潜在的なDV被害者の支援につながらないと思う。

とりわけ、子どもを守るという観点から重要な役割が期待される教育関係者には、十分に周知するべきと考える。

これらの関係者に対して、DV被害者対応マニュアルをどのように周知し、活用してもらうように働きかけるのか。

【男女参画・府民協働課長】

- 委員ご指摘のとおり、DV被害者対応マニュアルが関係者において、現場で活用されるよう、マニュアルの改訂のポイントや、留意点を含めたマニュアルの内容を理解していただくことが、極めて重要であると認識。

- そのため、本年2月、医療関係者を対象とする説明会を開催するとともに、教育関係者に対しては、「人権教育担当指導主事連絡会」において、説明したところ。

- また、今年の夏頃にドーンセンターで開催を予定している教職員対象研修や、教育庁が開催する「教職員向け研修」においても、同マニュアルの周知を行うこととしている。

- とりわけ、DVが子どもに与える影響が大きいことから、教育庁を通じて、教職員が内容を理解し、学校現場で活用していただけるよう依頼している。

⇒次

- さらに、医療関係者や教職員だけでなく、配偶者暴力相談支援センターや市町村のDV相談窓口においても、引き続き、マニュアルをより活用していただくよう努めていく。

- 今後とも、本マニュアルを活用し、DV被害者の早期発見・早期支援につながるよう、あらゆる機会を捉えて、関係者に対し、周知を行っていく。